

平成 21 年 2 月 守口市教育委員会定例会

○ 日 時 平成 21 年 2 月 17 日 (火) 午後 2 時～午後 4 時 13 分

○ 場 所 市役所 1 号別館 3 階 第 2 委員会室

○ 出席者

教育委員

委員長	網 倉	尚 武
委 員	中 出	政 吉
委 員	安 藤	佳 江
委 員 (教育長)	藤 川	博 史

事 務 局

管理部長	楠 本 隆	指導部長	中 村 良 三
生涯学習部長	入 江 利 廣	中央公民館長	中 居 隆 司
総務課長	村 田 康 博	教育施策推進課長	多井中 慶 司
学校教育課長	大 野 友 己	生涯学習課長	村 田 佳 文
教育・人権指導課長	南 親 宏	スポーツ・	
放課後こども課長	南 文 裕	青少年課長	松 岡 千 代 和
教育センター長	福 岡 知 子		

ほか担当職員

○ 審議内容

**議案第 3 号 守口市立学校長等任命の内申案について**

**【説明要旨】**

守口市立学校長等任命の大阪府教育委員会への内申案について議決を求めるもの。

**【審議状況】**

人事案件につき関係者のみの審議、内容省略、原案どおり議決。

#### **議案第4号 守口市社会教育委員の委嘱について**

##### **【説明要旨】**

社会教育法第15条及び守口市社会教育設置条例の規定に基づいて、10名の委員を委嘱している。主な職務は、社会教育関係について、教育委員会の諮問に応じ、これに対し、定時または臨時に会議を開催し意見を述べることなどである。

このたび、任期が平成21年2月28日で満了するため、10名のうち1名は新任の委員に委嘱、残りの9名は社会教育委員として適任と判断し引き続き委嘱することについて議決を求めるもの。なお、任期は平成21年3月1日から2年間。

##### **【審議状況】**

社会教育に関しての諸計画の立案等の職務であることから、守口の社会教育の課題についての意見をいただきたい、また、委員の活動に際しては、地域あるいは保護者等の社会教育面での支援をお願いしたいとの意見等質疑討論を経て、原案のとおり議決した。

#### **議案第5号 平成20年度教育費補正予算案についての意見**

##### **【説明要旨】**

生涯学習援助基金に関連して入札差金が発生したことに伴い、その差金を原資基金に積み立てたことにより、利子収入1万1千円が増額になったため、その増額相当分をおのおの歳入歳出予算該当費目において補正しようとするもの。

下島小学校、第一、庭窪中学校の屋内運動場耐震補強工事について、工期等の関係から年度内執行が不可能になったことにより、翌年度の繰越明許の設定に係る補正予算措置するもの。

##### **【審議状況】**

耐震工事の時期や耐震化率等質疑討論を経て、原案のとおり議決した。

#### **議案第6号 平成21年度教育推進事項「めざす守口の教育」(案)について**

##### **【説明要旨】**

学校教育では、「学び力」の向上と地域に根ざした学校園づくり、社会教育では、「文化・スポーツの小学校と生涯学ぶことのできる地域社会づくり」を教育目標とし、学校教育では4つの基本方針と16の重点項目、社会教育にあっては2つの基本方針と6つの重点項目の具体化を行い、「郷土に誇りをもち、夢と希望をもって、主体的に行動する人間の育成」という本市の教育理念の実現を目指し、平成20年

度からの方針をより明確化し、「めざす守口の教育」を表したもので、大きく変更した部分や修正を加えた部分について説明。

**【審議状況】**

平成 21 年度教育推進事項「めざす守口の教育」(案) の資料について、学校現場での取扱い、項目立て、「新学習指導要領への取組み」についてスムーズな移行措置に向けての教育委員会から各学校への支援等々についての質疑討論を経て、一部修正を加え、概ね原案のとおり議決した。

**議案第 7 号 守口市立学校の学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則案**

**【説明要旨】**

平成 12 年度から文部科学省の研究指定を受けてブロックごとに研究を進められてきたもので、平成 21 年 4 月から学校事務について、共同実施をするため、学校事務支援センターを置くことができる旨の規則改正。

**【審議状況】**

支援センターの指揮命令系統等についての質疑討論を経て、原案のとおり議決した。

**議案第 8 号 もりぐち歴史館「旧中西家住宅」条例施行規則の一部を改正する規則案**

**【説明要旨】**

中西家住宅の管理運営で、休館日が毎週月曜日の 1 日であったものを月火水の 3 日間とし、管理運営経費の縮減を図り、新たな館の運営を行おうとするもの。

**【審議状況】**

館の過去の利用状況、PR の方法等について質疑討論を経て、原案のとおり議決した。

**議案第 9 号 守口市市民球場条例施行規則の一部を改正する規則案**

**【説明要旨】**

守口市市民球場の使用料の減免規定の改正は、平成 21 年 7 月 1 日以降の使用に係る使用料から適用するもので、学生等（学生・生徒又は 20 才未満のもので守口

市内に在住、在職するもの)のうち中学生、小学生及び3歳以上の園児で構成する団体が公共用又は公益上の目的のために使用する場合は、委員会が特に必要と認めるときは、その使用料について5割減とするもの。

**【審議状況】**

改正することによる影響等について質疑討論を経て、原案のとおり議決した。